



目次	ページ
告 示	
◎室戸市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託 (法務文書課)	2
◎安芸市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託 (")	2
◎土佐市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託 (")	2
◎須崎市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託 (")	2
◎宿毛市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託 (")	3
◎土佐清水市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託 (")	3
◎四万十市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託 (")	3
◎香美市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託 (")	3
◎東洋町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託 (")	4
◎奈半利町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託 (")	4
◎田野町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託 (")	4
◎安田町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託 (")	5
◎北川村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託 (")	5
◎馬路村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託 (")	5
◎芸西村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託 (")	5
◎本山町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託 (")	6
◎大豊町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託 (")	6
◎土佐町と高知県との間の行政不服審査	

法第81条第1項の機関の事務の委託 (")	6
◎大川村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託 (")	6
◎仁淀川町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託 (")	7
◎中土佐町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託 (")	7
◎佐川町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託 (")	7
◎越知町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託 (")	8
◎樺原町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託 (")	8
◎津野町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託 (")	8
◎四万十町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託 (")	8
◎大月町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託 (")	9
◎三原村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託 (")	9
◎黒潮町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託 (")	9
◎高吾北広域町村事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託 (")	9
◎香南斎場組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託 (")	10
◎香南香美老人ホーム組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託 (")	10
◎高知県競馬組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託 (")	10
◎香南清掃組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託 (")	11
◎幡多広域市町村圏事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託 (")	11
◎高幡消防組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託 (")	11
◎幡多中央環境施設組合と高知県との間	

の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託 (")	11
◎津野山養護老人ホーム組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託 (")	12
◎高陵特別養護老人ホーム組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託 (")	12
◎安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託 (")	12
◎津野山広域事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託 (")	13
◎高幡東部清掃組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託 (")	13
◎幡多中央消防組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託 (")	13
◎幡多西部消防組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託 (")	13
◎嶺北広域行政事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託 (")	14
◎高幡障害者支援施設組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託 (")	14
◎安芸広域市町村圏事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託 (")	14
◎高幡広域市町村圏事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託 (")	15
◎高知市町村総合事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託 (")	15
◎南国・香南・香美租税債権管理機構と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託 (")	15
◎中芸広域連合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託 (")	16

告 示

高知県告示第608号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、室戸市における行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務については、次の規約によって、その委託を受けた。

令和2年8月1日

高知県知事 濱田 省司

室戸市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託に関する規約

（行政不服審査会の事務の委託）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、室戸市（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務の処理を高知県（以下「乙」という。）に委託する。

（委託事務の管理及び執行の方法）

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の当該委託事務の管理及び執行に関する条例、規則、規程及び高知県行政不服審査会の定め（以下「条例等」という。）によるものとする。

（委託事務に要する経費の支弁の方法）

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と室戸市長とが協議して定める。

（その他委託事務に関し必要な事項）

第4条 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、令和2年8月1日から施行する。

（規約の告示）

2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。

高知県告示第609号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、安芸市における行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務については、次の規約によって、その委託を受けた。

令和2年8月1日

高知県知事 濱田 省司

安芸市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託に関する規約

（行政不服審査会の事務の委託）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、安芸市（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務の処理を高知県（以下「乙」という。）に委託する。

（委託事務の管理及び執行の方法）

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の当該委託事務の管理及び執行に関する条例、規則、規程及び高知県行政不服審査会の定め（以下「条例等」という。）によるものとする。

（委託事務に要する経費の支弁の方法）

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と安芸市長とが協議して定める。

（その他委託事務に関し必要な事項）

第4条 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、令和2年8月1日から施行する。

（規約の告示）

2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。

高知県告示第610号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、土佐市における行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務については、次の規約によって、その委託を受けた。

令和2年8月1日

高知県知事 濱田 省司

土佐市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託に関する規約

（行政不服審査会の事務の委託）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、土佐市（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務の処

理を高知県（以下「乙」という。）に委託する。

（委託事務の管理及び執行の方法）

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の当該委託事務の管理及び執行に関する条例、規則、規程及び高知県行政不服審査会の定め（以下「条例等」という。）によるものとする。

（委託事務に要する経費の支弁の方法）

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と土佐市長とが協議して定める。

（その他委託事務に関し必要な事項）

第4条 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、令和2年8月1日から施行する。

（規約の告示）

2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。

高知県告示第611号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、須崎市における行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務については、次の規約によって、その委託を受けた。

令和2年8月1日

高知県知事 濱田 省司

須崎市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託に関する規約

（行政不服審査会の事務の委託）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、須崎市（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務の処理を高知県（以下「乙」という。）に委託する。

（委託事務の管理及び執行の方法）

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の当該委託事務の管理及び執行に関する条例、規則、規程及び高知県行政不服審査会の定め（以下「条例等」という。）によるものとする。

（委託事務に要する経費の支弁の方法）

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、

<p>これを乙に交付するものとする。</p> <p>2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と須崎市長とが協議して定める。 （その他委託事務に関し必要な事項）</p> <p>第4条 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この規約は、令和2年8月1日から施行する。 （規約の告示）</p> <p>2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。</p> <p>高知県告示第612号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、宿毛市における行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務については、次の規約によって、その委託を受けた。 令和2年8月1日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>宿毛市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託に関する規約 （行政不服審査会の事務の委託）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、宿毛市（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務の処理を高知県（以下「乙」という。）に委託する。 （委託事務の管理及び執行の方法）</p> <p>第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の当該委託事務の管理及び執行に関する条例、規則、規程及び高知県行政不服審査会の定め（以下「条例等」という。）によるものとする。 （委託事務に要する経費の支弁の方法）</p> <p>第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。</p> <p>2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と宿毛市長とが協議して定める。 （その他委託事務に関し必要な事項）</p> <p>第4条 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条</p>	<p>例等を公表しなければならない。</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この規約は、令和2年8月1日から施行する。 （規約の告示）</p> <p>2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。</p> <p>高知県告示第613号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、土佐清水市における行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務については、次の規約によって、その委託を受けた。 令和2年8月1日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>土佐清水市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託に関する規約 （行政不服審査会の事務の委託）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、土佐清水市（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務の処理を高知県（以下「乙」という。）に委託する。 （委託事務の管理及び執行の方法）</p> <p>第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の当該委託事務の管理及び執行に関する条例、規則、規程及び高知県行政不服審査会の定め（以下「条例等」という。）によるものとする。 （委託事務に要する経費の支弁の方法）</p> <p>第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。</p> <p>2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と土佐清水市長とが協議して定める。 （その他委託事務に関し必要な事項）</p> <p>第4条 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この規約は、令和2年8月1日から施行する。 （規約の告示）</p> <p>2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。</p>	<p>る。</p> <p>高知県告示第614号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、四万十市における行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務については、次の規約によって、その委託を受けた。 令和2年8月1日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>四万十市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託に関する規約 （行政不服審査会の事務の委託）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、四万十市（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務の処理を高知県（以下「乙」という。）に委託する。 （委託事務の管理及び執行の方法）</p> <p>第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の当該委託事務の管理及び執行に関する条例、規則、規程及び高知県行政不服審査会の定め（以下「条例等」という。）によるものとする。 （委託事務に要する経費の支弁の方法）</p> <p>第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。</p> <p>2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と四万十市長とが協議して定める。 （その他委託事務に関し必要な事項）</p> <p>第4条 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この規約は、令和2年8月1日から施行する。 （規約の告示）</p> <p>2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。</p> <p>高知県告示第615号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、香美市における行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務については、次の規約によって、その委託を受けた。 令和2年8月1日 高知県知事 濱田 省司</p>
---	---	---

**香美市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の
機関の事務の委託に関する規約**

（行政不服審査会の事務の委託）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、香美市（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務の処理を高知県（以下「乙」という。）に委託する。

（委託事務の管理及び執行の方法）

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の当該委託事務の管理及び執行に関する条例、規則、規程及び高知県行政不服審査会の定め（以下「条例等」という。）によるものとする。

（委託事務に要する経費の支弁の方法）

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と香美市長とが協議して定める。

（その他委託事務に関し必要な事項）

第4条 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、令和2年8月1日から施行する。

（規約の告示）

2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。

高知県告示第616号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、東洋町における行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務については、次の規約によって、その委託を受けた。

令和2年8月1日

高知県知事 濱田 省司

**東洋町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の
機関の事務の委託に関する規約**

（行政不服審査会の事務の委託）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、東洋町（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務の処理を高知県（以下「乙」という。）に委託する。

（委託事務の管理及び執行の方法）

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の当該委託事務の管理及び執行に関する条例、規則、規程及び高知県行政不服審査会の定め（以下「条例等」という。）によるものとする。

（委託事務に要する経費の支弁の方法）

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と東洋町長とが協議して定める。

（その他委託事務に関し必要な事項）

第4条 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、令和2年8月1日から施行する。

（規約の告示）

2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。

高知県告示第617号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、奈半利町における行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務については、次の規約によって、その委託を受けた。

令和2年8月1日

高知県知事 濱田 省司

**奈半利町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の
機関の事務の委託に関する規約**

（行政不服審査会の事務の委託）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、奈半利町（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務の処理を高知県（以下「乙」という。）に委託する。

（委託事務の管理及び執行の方法）

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の当該委託事務の管理及び執行に関する条例、規則、規程及び高知県行政不服審査会の定め（以下「条例等」という。）によるものとする。

（委託事務に要する経費の支弁の方法）

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と奈半利町長

とが協議して定める。

（その他委託事務に関し必要な事項）

第4条 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、令和2年8月1日から施行する。

（規約の告示）

2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。

高知県告示第618号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、田野町における行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務については、次の規約によって、その委託を受けた。

令和2年8月1日

高知県知事 濱田 省司

**田野町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の
機関の事務の委託に関する規約**

（行政不服審査会の事務の委託）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、田野町（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務の処理を高知県（以下「乙」という。）に委託する。

（委託事務の管理及び執行の方法）

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の当該委託事務の管理及び執行に関する条例、規則、規程及び高知県行政不服審査会の定め（以下「条例等」という。）によるものとする。

（委託事務に要する経費の支弁の方法）

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と田野町長とが協議して定める。

（その他委託事務に関し必要な事項）

第4条 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

附 則

<p>(施行期日)</p> <p>1 この規約は、令和2年8月1日から施行する。 (規約の告示)</p> <p>2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。</p> <p>高知県告示第619号</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、安田町における行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務については、次の規約によって、その委託を受けた。</p> <p>令和2年8月1日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>安田町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託に関する規約 (行政不服審査会の事務の委託)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、安田町（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務の処理を高知県（以下「乙」という。）に委託する。 (委託事務の管理及び執行の方法)</p> <p>第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の当該委託事務の管理及び執行に関する条例、規則、規程及び高知県行政不服審査会の定め（以下「条例等」という。）によるものとする。 (委託事務に要する経費の支弁の方法)</p> <p>第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。</p> <p>2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と安田町長とが協議して定める。 (その他委託事務に関し必要な事項)</p> <p>第4条 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規約は、令和2年8月1日から施行する。 (規約の告示)</p> <p>2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。</p> <p>高知県告示第620号</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項におい</p>	<p>て準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、北川村における行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務については、次の規約によって、その委託を受けた。</p> <p>令和2年8月1日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>北川村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託に関する規約 (行政不服審査会の事務の委託)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、北川村（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務の処理を高知県（以下「乙」という。）に委託する。 (委託事務の管理及び執行の方法)</p> <p>第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の当該委託事務の管理及び執行に関する条例、規則、規程及び高知県行政不服審査会の定め（以下「条例等」という。）によるものとする。 (委託事務に要する経費の支弁の方法)</p> <p>第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。</p> <p>2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と北川村長とが協議して定める。 (その他委託事務に関し必要な事項)</p> <p>第4条 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規約は、令和2年8月1日から施行する。 (規約の告示)</p> <p>2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。</p> <p>高知県告示第621号</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、馬路村における行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務については、次の規約によって、その委託を受けた。</p> <p>令和2年8月1日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>馬路村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託に関する規約 (行政不服審査会の事務の委託)</p>	<p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、馬路村（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務の処理を高知県（以下「乙」という。）に委託する。 (委託事務の管理及び執行の方法)</p> <p>第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の当該委託事務の管理及び執行に関する条例、規則、規程及び高知県行政不服審査会の定め（以下「条例等」という。）によるものとする。 (委託事務に要する経費の支弁の方法)</p> <p>第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。</p> <p>2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と馬路村長とが協議して定める。 (その他委託事務に関し必要な事項)</p> <p>第4条 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規約は、令和2年8月1日から施行する。 (規約の告示)</p> <p>2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。</p> <p>高知県告示第622号</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、芸西村における行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務については、次の規約によって、その委託を受けた。</p> <p>令和2年8月1日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>芸西村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託に関する規約 (行政不服審査会の事務の委託)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、芸西村（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務の処理を高知県（以下「乙」という。）に委託する。 (委託事務の管理及び執行の方法)</p> <p>第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の当該委託事務の管理及び執行に関する条例、規則、規程及び高知県行政不服</p>
---	--	---

審査会の定め（以下「条例等」という。）によるものとする。
（委託事務に要する経費の支弁の方法）

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と芸西村長とが協議して定める。

（その他委託事務に関し必要な事項）

第4条 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、令和2年8月1日から施行する。
（規約の告示）

2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。

高知県告示第623号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、本山町における行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務については、次の規約によって、その委託を受けた。

令和2年8月1日

高知県知事 濱田 省司

本山町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託に関する規約

（行政不服審査会の事務の委託）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、本山町（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務の処理を高知県（以下「乙」という。）に委託する。

（委託事務の管理及び執行の方法）

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の当該委託事務の管理及び執行に関する条例、規則、規程及び高知県行政不服審査会の定め（以下「条例等」という。）によるものとする。
（委託事務に要する経費の支弁の方法）

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と本山町長とが協議して定める。

（その他委託事務に関し必要な事項）

第4条 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、又は改廃

された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、令和2年8月1日から施行する。
（規約の告示）

2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。

高知県告示第624号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、大豊町における行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務については、次の規約によって、その委託を受けた。

令和2年8月1日

高知県知事 濱田 省司

大豊町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託に関する規約

（行政不服審査会の事務の委託）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、大豊町（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務の処理を高知県（以下「乙」という。）に委託する。
（委託事務の管理及び執行の方法）

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の当該委託事務の管理及び執行に関する条例、規則、規程及び高知県行政不服審査会の定め（以下「条例等」という。）によるものとする。
（委託事務に要する経費の支弁の方法）

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と大豊町長とが協議して定める。

（その他委託事務に関し必要な事項）

第4条 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、令和2年8月1日から施行する。
（規約の告示）

2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。

高知県告示第625号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、土佐町における行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務については、次の規約によって、その委託を受けた。

令和2年8月1日

高知県知事 濱田 省司

土佐町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託に関する規約

（行政不服審査会の事務の委託）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、土佐町（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務の処理を高知県（以下「乙」という。）に委託する。

（委託事務の管理及び執行の方法）

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の当該委託事務の管理及び執行に関する条例、規則、規程及び高知県行政不服審査会の定め（以下「条例等」という。）によるものとする。
（委託事務に要する経費の支弁の方法）

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と土佐町長とが協議して定める。

（その他委託事務に関し必要な事項）

第4条 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、令和2年8月1日から施行する。
（規約の告示）

2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。

高知県告示第626号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、大川村における行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務については、次の規約によって、その委託を受けた。

令和2年8月1日

高知県知事 瀨田 省司

大川村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託に関する規約

(行政不服審査会の事務の委託)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、大川村（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務の処理を高知県（以下「乙」という。）に委託する。

(委託事務の管理及び執行の方法)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の当該委託事務の管理及び執行に関する条例、規則、規程及び高知県行政不服審査会の定め（以下「条例等」という。）によるものとする。

(委託事務に要する経費の支弁の方法)

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と大川村長とが協議して定める。

(その他委託事務に関し必要な事項)

第4条 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和2年8月1日から施行する。

(規約の告示)

2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。

高知県告示第627号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、仁淀川町における行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務については、次の規約によって、その委託を受けた。

令和2年8月1日

高知県知事 瀨田 省司

仁淀川町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託に関する規約

(行政不服審査会の事務の委託)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、仁淀川町（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務の

処理を高知県（以下「乙」という。）に委託する。

(委託事務の管理及び執行の方法)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の当該委託事務の管理及び執行に関する条例、規則、規程及び高知県行政不服審査会の定め（以下「条例等」という。）によるものとする。

(委託事務に要する経費の支弁の方法)

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と仁淀川町長とが協議して定める。

(その他委託事務に関し必要な事項)

第4条 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和2年8月1日から施行する。

(規約の告示)

2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。

高知県告示第628号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、中土佐町における行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務については、次の規約によって、その委託を受けた。

令和2年8月1日

高知県知事 瀨田 省司

中土佐町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託に関する規約

(行政不服審査会の事務の委託)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、中土佐町（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務の処理を高知県（以下「乙」という。）に委託する。

(委託事務の管理及び執行の方法)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の当該委託事務の管理及び執行に関する条例、規則、規程及び高知県行政不服審査会の定め（以下「条例等」という。）によるものとする。

(委託事務に要する経費の支弁の方法)

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、

これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と中土佐町長とが協議して定める。

(その他委託事務に関し必要な事項)

第4条 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和2年8月1日から施行する。

(規約の告示)

2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。

高知県告示第629号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、佐川町における行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務については、次の規約によって、その委託を受けた。

令和2年8月1日

高知県知事 瀨田 省司

佐川町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託に関する規約

(行政不服審査会の事務の委託)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、佐川町（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務の処理を高知県（以下「乙」という。）に委託する。

(委託事務の管理及び執行の方法)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の当該委託事務の管理及び執行に関する条例、規則、規程及び高知県行政不服審査会の定め（以下「条例等」という。）によるものとする。

(委託事務に要する経費の支弁の方法)

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と佐川町長とが協議して定める。

(その他委託事務に関し必要な事項)

第4条 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条

例等を公表しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和2年8月1日から施行する。
（規約の告示）
- 2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。

高知県告示第630号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、越知町における行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務については、次の規約によって、その委託を受けた。

令和2年8月1日

高知県知事 濱田 省司

越知町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託に関する規約

（行政不服審査会の事務の委託）

- 第1条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、越知町（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務の処理を高知県（以下「乙」という。）に委託する。
（委託事務の管理及び執行の方法）
- 第2条** 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の当該委託事務の管理及び執行に関する条例、規則、規程及び高知県行政不服審査会の定め（以下「条例等」という。）によるものとする。
（委託事務に要する経費の支弁の方法）
- 第3条** 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。
2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と越知町長とが協議して定める。
（その他委託事務に関し必要な事項）
- 第4条** 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。
2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和2年8月1日から施行する。
（規約の告示）
- 2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。

高知県告示第631号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、梶原町における行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務については、次の規約によって、その委託を受けた。

令和2年8月1日

高知県知事 濱田 省司

梶原町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託に関する規約

（行政不服審査会の事務の委託）

- 第1条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、梶原町（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務の処理を高知県（以下「乙」という。）に委託する。
（委託事務の管理及び執行の方法）
- 第2条** 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の当該委託事務の管理及び執行に関する条例、規則、規程及び高知県行政不服審査会の定め（以下「条例等」という。）によるものとする。
（委託事務に要する経費の支弁の方法）
- 第3条** 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。
2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と梶原町長とが協議して定める。
（その他委託事務に関し必要な事項）
- 第4条** 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。
2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和2年8月1日から施行する。
（規約の告示）
- 2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。

高知県告示第632号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、津野町における行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務については、次の規約によって、その委託を受けた。

令和2年8月1日

高知県知事 濱田 省司

津野町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の

機関の事務の委託に関する規約

（行政不服審査会の事務の委託）

- 第1条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、津野町（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務の処理を高知県（以下「乙」という。）に委託する。
（委託事務の管理及び執行の方法）
- 第2条** 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の当該委託事務の管理及び執行に関する条例、規則、規程及び高知県行政不服審査会の定め（以下「条例等」という。）によるものとする。
（委託事務に要する経費の支弁の方法）
- 第3条** 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。
2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と津野町長とが協議して定める。
（その他委託事務に関し必要な事項）
- 第4条** 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。
2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和2年8月1日から施行する。
（規約の告示）
- 2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。

高知県告示第633号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、四万十町における行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務については、次の規約によって、その委託を受けた。

令和2年8月1日

高知県知事 濱田 省司

四万十町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託に関する規約

（行政不服審査会の事務の委託）

- 第1条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、四万十町（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務の処理を高知県（以下「乙」という。）に委託する。
（委託事務の管理及び執行の方法）
- 第2条** 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事

務」という。)の管理及び執行については、乙の当該委託事務の管理及び執行に関する条例、規則、規程及び高知県行政不服審査会の定め(以下「条例等」という。)によるものとする。
(委託事務に要する経費の支弁の方法)

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。
2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と四万十町長とが協議して定める。
(その他委託事務に関し必要な事項)

第4条 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。
2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

附 則
(施行期日)

1 この規約は、令和2年8月1日から施行する。
(規約の告示)
2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。

高知県告示第634号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、大月町における行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関の事務については、次の規約によって、その委託を受けた。
令和2年8月1日

高知県知事 濱田 省司

大月町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託に関する規約

(行政不服審査会の事務の委託)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、大月町(以下「甲」という。)は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関の事務の処理を高知県(以下「乙」という。)に委託する。
(委託事務の管理及び執行の方法)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、乙の当該委託事務の管理及び執行に関する条例、規則、規程及び高知県行政不服審査会の定め(以下「条例等」という。)によるものとする。
(委託事務に要する経費の支弁の方法)

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。
2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と大月町長とが協議して定める。

(その他委託事務に関し必要な事項)

第4条 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。
2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

附 則
(施行期日)

1 この規約は、令和2年8月1日から施行する。
(規約の告示)
2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。

高知県告示第635号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、三原村における行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関の事務については、次の規約によって、その委託を受けた。
令和2年8月1日

高知県知事 濱田 省司

三原村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託に関する規約

(行政不服審査会の事務の委託)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、三原村(以下「甲」という。)は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関の事務の処理を高知県(以下「乙」という。)に委託する。
(委託事務の管理及び執行の方法)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、乙の当該委託事務の管理及び執行に関する条例、規則、規程及び高知県行政不服審査会の定め(以下「条例等」という。)によるものとする。
(委託事務に要する経費の支弁の方法)

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。
2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と三原村長とが協議して定める。
(その他委託事務に関し必要な事項)

第4条 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。
2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

附 則
(施行期日)

1 この規約は、令和2年8月1日から施行する。
(規約の告示)
2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。

高知県告示第636号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、黒潮町における行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関の事務については、次の規約によって、その委託を受けた。
令和2年8月1日

高知県知事 濱田 省司

黒潮町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託に関する規約

(行政不服審査会の事務の委託)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、黒潮町(以下「甲」という。)は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関の事務の処理を高知県(以下「乙」という。)に委託する。
(委託事務の管理及び執行の方法)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、乙の当該委託事務の管理及び執行に関する条例、規則、規程及び高知県行政不服審査会の定め(以下「条例等」という。)によるものとする。
(委託事務に要する経費の支弁の方法)

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。
2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と黒潮町長とが協議して定める。
(その他委託事務に関し必要な事項)

第4条 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。
2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

附 則
(施行期日)

1 この規約は、令和2年8月1日から施行する。
(規約の告示)
2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。

高知県告示第637号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、高吾北広

域町村事務組合における行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務については、次の規約によって、その委託を受けた。

令和2年8月1日

高知県知事 濱田 省司

高吾北広域町村事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託に関する規約

（行政不服審査会の事務の委託）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、高吾北広域町村事務組合（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務の処理を高知県（以下「乙」という。）に委託する。

（委託事務の管理及び執行の方法）

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の当該委託事務の管理及び執行に関する条例、規則、規程及び高知県行政不服審査会の定め（以下「条例等」という。）によるものとする。（委託事務に要する経費の支弁の方法）

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。
2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と組合長とが協議して定める。（その他委託事務に関し必要な事項）

第4条 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。
2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、令和2年8月1日から施行する。（規約の告示）
2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。

高知県告示第638号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、香南斎場組合における行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務については、次の規約によって、その委託を受けた。

令和2年8月1日

高知県知事 濱田 省司

香南斎場組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第

1項の機関の事務の委託に関する規約

（行政不服審査会の事務の委託）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、香南斎場組合（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務の処理を高知県（以下「乙」という。）に委託する。

（委託事務の管理及び執行の方法）

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の当該委託事務の管理及び執行に関する条例、規則、規程及び高知県行政不服審査会の定め（以下「条例等」という。）によるものとする。（委託事務に要する経費の支弁の方法）

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。
2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と香南斎場組合長とが協議して定める。（その他委託事務に関し必要な事項）

第4条 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。
2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、令和2年8月1日から施行する。（規約の告示）
2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。

高知県告示第639号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、香南香美老人ホーム組合における行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務については、次の規約によって、その委託を受けた。

令和2年8月1日

高知県知事 濱田 省司

香南香美老人ホーム組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託に関する規約

（行政不服審査会の事務の委託）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、香南香美老人ホーム組合（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務の処理を高知県（以下「乙」という。）に委託する。

（委託事務の管理及び執行の方法）

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の当該委託事務の管理及び執行に関する条例、規則、規程及び高知県行政不服審査会の定め（以下「条例等」という。）によるものとする。

（委託事務に要する経費の支弁の方法）

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。
2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と香南香美老人ホーム組合長とが協議して定める。（その他委託事務に関し必要な事項）

第4条 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。
2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、令和2年8月1日から施行する。（規約の告示）
2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。

高知県告示第640号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、高知県競馬組合における行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務については、次の規約によって、その委託を受けた。

令和2年8月1日

高知県知事 濱田 省司

高知県競馬組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託に関する規約

（行政不服審査会の事務の委託）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、高知県競馬組合（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務の処理を高知県（以下「乙」という。）に委託する。（委託事務の管理及び執行の方法）

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の当該委託事務の管理及び執行に関する条例、規則、規程及び高知県行政不服審査会の定め（以下「条例等」という。）によるものとする。（委託事務に要する経費の支弁の方法）

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、

<p>これを乙に交付するものとする。</p> <p>2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と高知県競馬組合管理者とが協議して定める。 （その他委託事務に関し必要な事項）</p> <p>第4条 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この規約は、令和2年8月1日から施行する。 （規約の告示）</p> <p>2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。</p> <p>高知県告示第641号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、香南清掃組合における行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務については、次の規約によって、その委託を受けた。 令和2年8月1日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>香南清掃組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託に関する規約 （行政不服審査会の事務の委託）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、香南清掃組合（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務の処理を高知県（以下「乙」という。）に委託する。 （委託事務の管理及び執行の方法）</p> <p>第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の当該委託事務の管理及び執行に関する条例、規則、規程及び高知県行政不服審査会の定め（以下「条例等」という。）によるものとする。 （委託事務に要する経費の支弁の方法）</p> <p>第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。</p> <p>2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と香南清掃組合長とが協議して定める。 （その他委託事務に関し必要な事項）</p> <p>第4条 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。</p>	<p>2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この規約は、令和2年8月1日から施行する。 （規約の告示）</p> <p>2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。</p> <p>高知県告示第642号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、幡多広域市町村圏事務組合における行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務については、次の規約によって、その委託を受けた。 令和2年8月1日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>幡多広域市町村圏事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託に関する規約 （行政不服審査会の事務の委託）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、幡多広域市町村圏事務組合（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務の処理を高知県（以下「乙」という。）に委託する。 （委託事務の管理及び執行の方法）</p> <p>第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の当該委託事務の管理及び執行に関する条例、規則、規程及び高知県行政不服審査会の定め（以下「条例等」という。）によるものとする。 （委託事務に要する経費の支弁の方法）</p> <p>第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。</p> <p>2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と幡多広域市町村圏事務組合長とが協議して定める。 （その他委託事務に関し必要な事項）</p> <p>第4条 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この規約は、令和2年8月1日から施行する。 （規約の告示）</p>	<p>2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。</p> <p>高知県告示第643号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、高幡消防組合における行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務については、次の規約によって、その委託を受けた。 令和2年8月1日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>高幡消防組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託に関する規約 （行政不服審査会の事務の委託）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、高幡消防組合（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務の処理を高知県（以下「乙」という。）に委託する。 （委託事務の管理及び執行の方法）</p> <p>第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の当該委託事務の管理及び執行に関する条例、規則、規程及び高知県行政不服審査会の定め（以下「条例等」という。）によるものとする。 （委託事務に要する経費の支弁の方法）</p> <p>第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。</p> <p>2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と高幡消防組合長とが協議して定める。 （その他委託事務に関し必要な事項）</p> <p>第4条 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この規約は、令和2年8月1日から施行する。 （規約の告示）</p> <p>2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。</p> <p>高知県告示第644号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、幡多中央環境施設組合における行政不服審査法（平成26年法律第68号）第</p>
--	--	---

81条第1項の機関の事務については、次の規約によって、その委託を受けた。

令和2年8月1日

高知県知事 濱田 省司

幡多中央環境施設組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託に関する規約

(行政不服審査会の事務の委託)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、幡多中央環境施設組合（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務の処理を高知県（以下「乙」という。）に委託する。

(委託事務の管理及び執行の方法)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の当該委託事務の管理及び執行に関する条例、規則、規程及び高知県行政不服審査会の定め（以下「条例等」という。）によるものとする。

(委託事務に要する経費の支弁の方法)

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と幡多中央環境施設組合長とが協議して定める。

(その他委託事務に関し必要な事項)

第4条 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和2年8月1日から施行する。

(規約の告示)

2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。

高知県告示第645号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、津野山養護老人ホーム組合における行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務については、次の規約によって、その委託を受けた。

令和2年8月1日

高知県知事 濱田 省司

津野山養護老人ホーム組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託に関する規約

(行政不服審査会の事務の委託)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、津野山養護老人ホーム組合（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務の処理を高知県（以下「乙」という。）に委託する。

(委託事務の管理及び執行の方法)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の当該委託事務の管理及び執行に関する条例、規則、規程及び高知県行政不服審査会の定め（以下「条例等」という。）によるものとする。

(委託事務に要する経費の支弁の方法)

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と津野山養護老人ホーム組合長とが協議して定める。

(その他委託事務に関し必要な事項)

第4条 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和2年8月1日から施行する。

(規約の告示)

2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。

高知県告示第646号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、高陵特別養護老人ホーム組合における行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務については、次の規約によって、その委託を受けた。

令和2年8月1日

高知県知事 濱田 省司

高陵特別養護老人ホーム組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託に関する規約

(行政不服審査会の事務の委託)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、高陵特別養護老人ホーム組合（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務の処理を高知県（以下「乙」という。）に委託する。

(委託事務の管理及び執行の方法)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の当該委託事務の管理及び執行に関する条例、規則、規程及び高知県行政不服審査会の定め（以下「条例等」という。）によるものとする。

(委託事務に要する経費の支弁の方法)

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と組合長とが協議して定める。

(その他委託事務に関し必要な事項)

第4条 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和2年8月1日から施行する。

(規約の告示)

2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。

高知県告示第647号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合における行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務については、次の規約によって、その委託を受けた。

令和2年8月1日

高知県知事 濱田 省司

安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託に関する規約

(行政不服審査会の事務の委託)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務の処理を高知県（以下「乙」という。）に委託する。

(委託事務の管理及び執行の方法)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の当該委託事務の管理及び執行に関する条例、規則、規程及び高知県行政不服審査会の定め（以下「条例等」という。）によるものとする。

<p>(委託事務に要する経費の支弁の方法)</p> <p>第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。</p> <p>2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合組合長とが協議して定める。</p> <p>(その他委託事務に関し必要な事項)</p> <p>第4条 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規約は、令和2年8月1日から施行する。 (規約の告示)</p> <p>2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。</p> <p>高知県告示第648号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、津野山広域事務組合における行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務については、次の規約によって、その委託を受けた。</p> <p>令和2年8月1日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>津野山広域事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託に関する規約 (行政不服審査会の事務の委託)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、津野山広域事務組合（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務の処理を高知県（以下「乙」という。）に委託する。 (委託事務の管理及び執行の方法)</p> <p>第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の当該委託事務の管理及び執行に関する条例、規則、規程及び高知県行政不服審査会の定め（以下「条例等」という。）によるものとする。 (委託事務に要する経費の支弁の方法)</p> <p>第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。</p> <p>2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と津野山広域事務組合長とが協議して定める。</p> <p>(その他委託事務に関し必要な事項)</p> <p>第4条 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、又は改廃</p>	<p>された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規約は、令和2年8月1日から施行する。 (規約の告示)</p> <p>2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。</p> <p>高知県告示第649号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、高幡東部清掃組合における行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務については、次の規約によって、その委託を受けた。</p> <p>令和2年8月1日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>高幡東部清掃組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託に関する規約 (行政不服審査会の事務の委託)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、高幡東部清掃組合（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務の処理を高知県（以下「乙」という。）に委託する。 (委託事務の管理及び執行の方法)</p> <p>第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の当該委託事務の管理及び執行に関する条例、規則、規程及び高知県行政不服審査会の定め（以下「条例等」という。）によるものとする。 (委託事務に要する経費の支弁の方法)</p> <p>第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。</p> <p>2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と高幡東部清掃組合長とが協議して定める。</p> <p>(その他委託事務に関し必要な事項)</p> <p>第4条 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規約は、令和2年8月1日から施行する。</p>	<p>(規約の告示)</p> <p>2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。</p> <p>高知県告示第650号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、幡多中央消防組合における行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務については、次の規約によって、その委託を受けた。</p> <p>令和2年8月1日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>幡多中央消防組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託に関する規約 (行政不服審査会の事務の委託)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、幡多中央消防組合（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務の処理を高知県（以下「乙」という。）に委託する。 (委託事務の管理及び執行の方法)</p> <p>第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の当該委託事務の管理及び執行に関する条例、規則、規程及び高知県行政不服審査会の定め（以下「条例等」という。）によるものとする。 (委託事務に要する経費の支弁の方法)</p> <p>第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。</p> <p>2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と幡多中央消防組合長とが協議して定める。</p> <p>(その他委託事務に関し必要な事項)</p> <p>第4条 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規約は、令和2年8月1日から施行する。 (規約の告示)</p> <p>2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。</p> <p>高知県告示第651号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、幡多西部</p>
--	---	---

消防組合における行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務については、次の規約によって、その委託を受けた。

令和2年8月1日

高知県知事 濱田 省司

幡多西部消防組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託に関する規約

（行政不服審査会の事務の委託）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、幡多西部消防組合（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務の処理を高知県（以下「乙」という。）に委託する。
（委託事務の管理及び執行の方法）

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の当該委託事務の管理及び執行に関する条例、規則、規程及び高知県行政不服審査会の定め（以下「条例等」という。）によるものとする。
（委託事務に要する経費の支弁の方法）

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。
2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と幡多西部消防組合長とが協議して定める。
（その他委託事務に関し必要な事項）

第4条 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。
2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、令和2年8月1日から施行する。
（規約の告示）
2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。

高知県告示第652号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、嶺北広域行政事務組合における行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務については、次の規約によって、その委託を受けた。

令和2年8月1日

高知県知事 濱田 省司

嶺北広域行政事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託に関する規約

（行政不服審査会の事務の委託）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、嶺北広域行政事務組合（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務の処理を高知県（以下「乙」という。）に委託する。

（委託事務の管理及び執行の方法）

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の当該委託事務の管理及び執行に関する条例、規則、規程及び高知県行政不服審査会の定め（以下「条例等」という。）によるものとする。
（委託事務に要する経費の支弁の方法）

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。
2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と管理者とが協議して定める。
（その他委託事務に関し必要な事項）

第4条 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。
2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、令和2年8月1日から施行する。
（規約の告示）
2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。

高知県告示第653号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、高幡障害者支援施設組合における行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務については、次の規約によって、その委託を受けた。

令和2年8月1日

高知県知事 濱田 省司

高幡障害者支援施設組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託に関する規約

（行政不服審査会の事務の委託）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、高幡障害者支援施設組合（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務の処理を高知県（以下「乙」という。）に委託する。

（委託事務の管理及び執行の方法）

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の当該委託事務の管理及び執行に関する条例、規則、規程及び高知県行政不服審査会の定め（以下「条例等」という。）によるものとする。
（委託事務に要する経費の支弁の方法）

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。
2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と高幡障害者支援施設組合長とが協議して定める。
（その他委託事務に関し必要な事項）

第4条 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。
2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、令和2年8月1日から施行する。
（規約の告示）
2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。

高知県告示第654号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、安芸広域市町村圏事務組合における行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務については、次の規約によって、その委託を受けた。

令和2年8月1日

高知県知事 濱田 省司

安芸広域市町村圏事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託に関する規約

（行政不服審査会の事務の委託）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、安芸広域市町村圏事務組合（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務の処理を高知県（以下「乙」という。）に委託する。
（委託事務の管理及び執行の方法）

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の当該委託事務の管理及び執行に関する条例、規則、規程及び高知県行政不服審査会の定め（以下「条例等」という。）によるものとする。
（委託事務に要する経費の支弁の方法）

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と安芸広域市町村圏事務組合管理者とが協議して定める。
（その他委託事務に関し必要な事項）

第4条 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、令和2年8月1日から施行する。

（規約の告示）

2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。

高知県告示第655号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、高幡広域市町村圏事務組合における行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務については、次の規約によって、その委託を受けた。

令和2年8月1日

高知県知事 濱田 省司

高幡広域市町村圏事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託に関する規約

（行政不服審査会の事務の委託）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、高幡広域市町村圏事務組合（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務の処理を高知県（以下「乙」という。）に委託する。

（委託事務の管理及び執行の方法）

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の当該委託事務の管理及び執行に関する条例、規則、規程及び高知県行政不服審査会の定め（以下「条例等」という。）によるものとする。
（委託事務に要する経費の支弁の方法）

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と高幡広域市町村圏事務組合管理者とが協議して定める。
（その他委託事務に関し必要な事項）

第4条 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、又は改廃

された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、令和2年8月1日から施行する。

（規約の告示）

2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。

高知県告示第656号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、高知縣市町村総合事務組合における行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務については、次の規約によって、その委託を受けた。

令和2年8月1日

高知県知事 濱田 省司

高知縣市町村総合事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託に関する規約

（行政不服審査会の事務の委託）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、高知縣市町村総合事務組合（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務の処理を高知県（以下「乙」という。）に委託する。

（委託事務の管理及び執行の方法）

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の当該委託事務の管理及び執行に関する条例、規則、規程及び高知県行政不服審査会の定め（以下「条例等」という。）によるものとする。
（委託事務に要する経費の支弁の方法）

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と高知縣市町村総合事務組合管理者とが協議して定める。
（その他委託事務に関し必要な事項）

第4条 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、令和2年8月1日から施行する。
（規約の告示）

2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。

高知県告示第657号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、南国・香南・香美租税債権管理機構における行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務については、次の規約によって、その委託を受けた。

令和2年8月1日

高知県知事 濱田 省司

南国・香南・香美租税債権管理機構と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託に関する規約

（行政不服審査会の事務の委託）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、南国・香南・香美租税債権管理機構（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務の処理を高知県（以下「乙」という。）に委託する。

（委託事務の管理及び執行の方法）

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の当該委託事務の管理及び執行に関する条例、規則、規程及び高知県行政不服審査会の定め（以下「条例等」という。）によるものとする。
（委託事務に要する経費の支弁の方法）

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と南国・香南・香美租税債権管理機構管理者とが協議して定める。
（その他委託事務に関し必要な事項）

第4条 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、令和2年8月1日から施行する。
（規約の告示）

2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。

高知県告示第658号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、中芸広域連合における行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務については、次の規約によって、その委託を受けた。

令和2年8月1日

高知県知事 濱田 省司

中芸広域連合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託に関する規約

（行政不服審査会の事務の委託）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、中芸広域連合（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務の処理を高知県（以下「乙」という。）に委託する。

（委託事務の管理及び執行の方法）

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の当該委託事務の管理及び執行に関する条例、規則、規程及び高知県行政不服審査会の定め（以下「条例等」という。）によるものとする。

（委託事務に要する経費の支弁の方法）

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担とし、甲は、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と中芸広域連合長とが協議して定める。

（その他委託事務に関し必要な事項）

第4条 委託事務に適用される乙の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、令和2年8月1日から施行する。

（規約の告示）

2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。